

# 令和7年度 南丹市立八木西小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

南丹市立八木西小学校では、児童一人一人の尊厳を守るため、南丹市・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための組織を中核として実効的に対策を推進するため、南丹市立八木西小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

## 第1 いじめ防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門的知識を有する者その他の関係者を加える。  
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭
- 3 「いじめ防止委員会」は毎月定期的に開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。
- 4 「いじめ防止委員会」では、次のことを行う。
  - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正、及びいじめの相談・通報の窓口
  - (2) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
  - (3) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者、関係機関、専門機関との連携等対策方針の決定

## 第2 いじめの未然防止

### 1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうることを踏まえて、全ての児童を対象に教職員の一致した体制の下、学校、家庭、地域社会、関係者等が一体となって、いじめの未然防止に人権教育を基盤として継続的に取り組む。

### 2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 分かりやすく、活力と規律ある授業づくりの推進
- (2) 自己有用感や自己肯定感をはぐくみ、主体的に活動できる取組の推進
- (3) 「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させる取組の推進
- (4) いじめについて理解を深める取組の推進
- (5) 教職員の資質能力を高める取組の推進
- (6) 教職員研修の充実（ネットいじめ等）と関係機関との連携
- (7) 保護者啓発の推進

## 第3 いじめの早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを踏まえ、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。

### 2 いじめの早期発見のための取組

- (1) 情報の収集及び集約と共有
  - ・いじめが疑われる兆候をとらえたら、教職員がすぐ行動に移す。
  - ・いじめに関する情報は、些細な兆候も含め「いじめ防止委員会」で情報を共有するとともに、全ての教職員が当事者意識を持ち、一致協力して指導・対応を進める。
  - ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。
- (2) 全児童を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査を実施
- (3) 相談体制の整備と周知
  - ・児童や保護者の話を聴く環境を整える。
  - ・子育て相談週間を実施する。
  - ・校内相談・通報窓口を児童及び保護者に周知する。
- (4) 保護者との協働
  - ・ネットいじめ等、スマートフォンや携帯・ゲーム機を介したいじめに対する注意喚起と家庭内でのルールづくりの推奨。

## 第4 いじめに対する取組

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、あるいは相談や訴えがあった場合には、その場でその行為を止めさせ、速やかに「いじめ防止委員会」で情報を共有する。
- (2) 「いじめ防止委員会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに南丹市教育委員会に報告し、被害児童、その保護者への支援を行う。
- (3) 加害児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けての学校の取組方針を伝え、協力を求める。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (4) 集団の一員として、いじめを自分の問題として捉えさせ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる学級経営、学校経営を進める。

### 3 ネット上のいじめへの対応

- (1) 児童が、周りの大人に相談できる環境をつくる。
- (2) 誹謗、中傷等を発見したら、被害児童の保護を最優先に対応し、直ちに削除する措置をとる。
- (3) ネットいじめの背景に従来のいじめがあることも想定しながら、迅速に加害児童を指導する。
- (4) 情報モラルに関する指導を徹底する。

### 4 いじめ解消後の対応

- (1) 「解消している」状態に至った場合でも、被害児童及び加害児童について日常的に注意深く観察を行い、必要なケアや指導を継続的に行う。※「解消している」状態とは、「いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3カ月）やんでおり」、「被害児童が心身の苦痛を感じていない」状態をいう。

## 第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに南丹市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議するとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 調査の状況については、必要に応じて被害児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を南丹市教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

## 第6 関係機関との連携

### 1 地域・家庭との連携の推進

- (1) P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- (2) 学校運営協議会、民生児童委員協議会等に情報提供するとともに、連携・協働による取組を進める。
- (3) 基本方針や取組をホームページ、学校だより等で積極的に発信するとともに、学校公開、学校行事やP T Aの会議等でも児童の学校生活の様子を保護者、地域の方々に積極的に伝える。

### 2 関係機関との連携の推進

加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、警察、家庭支援総合センター等の関係機関と適切な連携を図る。